

R3.8.13 更新
※今後、内容が変更される場合があります。

群馬県営業時間短縮要請協力金（8/7～8/31 要請分【早期支給】）に関するよくある質問

目次

Q 1. 今回から協力金の早期支給が行われることとなった理由は何か？	2
Q 2. 早期支給は、大企業でも申請できるか？	2
Q 3. 早期支給は、重点措置区域、その区域にかかわらず申請できるか？	2
Q 4. 早期支給の申請は必ずしなければならないのか？	2
Q 5. 早期支給の申請を行えば、その後の申請は行う必要はないのか？	2
Q 6. 今回の早期支給に併せて、まだ支給をされていない協力金も合わせて支給されるのか？	2
Q 7. 早期支給はどのように申請すればよいか？	2
Q 8. 早期支給分の協力金はどのくらいで支払われるか？	3
Q 9. 申請にあたっての相談先はどこか？	3

Q 1. 今回から協力金の早期支給が行われることとなった理由は何か？

A. これまでは要請期間が終了してからの申請開始としていましたが、協力金の総支給額の一部を早期支給し、これまで以上に多くの飲食店の皆様に協力要請に応じていただくため、国が新たな制度を設けたためです。

Q 2. 早期支給は、大企業でも申請できるか？

A. 早期支給は、要請期間終了後に受け付ける申請（本申請）を「売上高方式」で申請する中小企業・個人事業主を対象としています。そのため、「売上高方式」を選択できない大企業は申請できません。

Q 3. 早期支給は、重点措置区域、その区域にかかわらず申請できるか？

A. 重点措置区域、その他区域にかかわらず、県内の対象飲食店等が申請できます。

Q 4. 早期支給の申請は必ずしなければならないのか？

A. 申請は任意です。要請期間終了後（9月上旬予定）に開始される本申請でまとめて申請いただくことも可能です。

Q 5. 早期支給の申請を行えば、その後の申請は行う必要はないのか？

A. 早期支給は、協力金の一部を先払い（先渡し）するものです。残りの金額は、要請期間終了後に行っていただく本申請の審査後に支給しますので、必ず本申請を行ってください。
支給額は1店舗あたり35万円（＝2.5万円（協力金下限額）×14日間（2週間分））です。

Q 6. 今回の早期支給に併せて、まだ支給をされていない協力金も合わせて支給されるのか？

A. 今回の早期支給は、飲食店の皆様に少しでも早く交付するため、8月7日から8月31日までの間のまん延防止等重点措置の適用等に係る協力金について、一部を先払いするものです。そのため、今回の早期支給分が早く支給される場合がありますのでご了承ください。

Q 7. 早期支給はどのように申請すればよいか？

A. 以下のいずれかの方法で申請してください。

なお、申請書類の返却はいたしません。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のために連絡する場合がありますので、提出時に、必ず控えを取り保管してください。

(1) オンライン申請

後日、県ホームページにて申請用 URL をお知らせします。

(8月18日(水)13時公開予定)

(2) 郵送申請

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（送料は申請者側で負担）。

なお、申請要領及び申請書の様式は、行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所及び商工会にて、8月17日（火）から入手可能です。

また、県ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00024.html）からもダウンロードできます。

Q 8. 早期支給分の協力金はどのくらいで支払われるか？

A. 申請書類に不備がない場合、受付から概ね1週間を目途に順次指定の口座へ振り込む予定です。
（申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。）

Q 9. 申請にあたっての相談先はどこか？

A. 以下の相談センターへお電話でお問い合わせください。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター

050-5444-6096（9時から17時。平日・土日祝）

※ 令和3年5月8日から6月20日までの間の営業時間短縮要請協力金（第1弾・第2弾）に係る問い合わせ先とは異なりますので、御注意ください。